

令和 8 年 4 月開始

乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
事業者募集要項

令和 7 年 8 月
大分市子どもすこやか部
保育・幼児教育課

目次

1 事業の目的と公募の概要	4
2 注意事項	4
3 全体スケジュール（予定）	4
4 募集する受け入れ人数	5
5 こども誰でも通園制度の事業内容について	5
6 実施要件	8
7 事業開始時期	9
8 給付費等	9
9 応募資格	9
10 失格事項	10
11 事業者として果たすべき責任	11
12 応募上の注意事項	11
13 募集要項の配布期間	12
14 質問の受付	12
15 応募手続き	12
16 認可保育所等の審査について	14
17 応募費用	14

18 確認の手続き	14
19 担当課	14
20 設備及び運営に関する基準の概要	15

1 事業の目的と公募の概要

乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）は、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる新たな通園給付制度です。

こども誰でも通園制度は、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される予定とされています。

この度、本市で令和8年度から「こども誰でも通園制度」を実施する事業者を募集します。

また、応募した事業者の中から基準等を満たす事業者のみ社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）の意見聴取の対象とし、意見聴取の結果、事業に支障が無いと認められる事業者は本市の認可を受けて事業を開始するものとします。

2 注意事項

- ①「こども誰でも通園制度」が令和8年度から給付化されることに伴い、応募する事業者については本市で制定した条例をはじめ、関係法令を遵守すること。
- ②「こども誰でも通園制度」については、現時点で収益が見込まれる事業ではありません。
- ③令和8年度における利用時間、利用料及び給付費その他については、現時点で未定であり、今後、国により変更される可能性があります。
- ④施設整備にかかる補助、ICT導入にかかる補助、賃借料にかかる補助など施設や設備に関する補助は実施しません。

上記4点について十分ご理解いただいた上で、応募をお願いします。

3 全体スケジュール（予定）

内容	日程
募集要項の配布（P12）	令和7年8月7日（木）～
質問票の受付・回答（P12）	令和7年8月7日（木）～
事前相談書の受付期間（P12）	令和7年8月8日（金）～令和7年8月29日（金）
応募申請書の受付期間（P12～13）	令和7年8月8日（金）～令和7年10月10日（金） ※事前相談書を提出した事業者のみ申請できます。
現地確認	応募書類を受け付けた事業者から随時行う
応募書類等審査期間	令和7年10月14日（火）～
審査結果通知	令和7年12月末
社会福祉審議会による意見聴取	令和8年1月中
認可	令和8年1月末

※認可後（2月～）に利用者への周知や面談を行い令和8年4月から事業開始とします。

4 募集する受け入れ人数

全事業者で合計 85 人程度を募集する。

ただし、応募多数の場合には選考を行う場合があります。

なお、事業者は任意の時間において、以下①～③いずれかの実施方法を選択し、各々の実施方法で受け入れることのできる定員（最大 6 人）を設定すること。

	実施方法	定員
①	一般型（専用室独立）	3 人から 6 人
②	一般型（在園児合同）	1 人から 6 人
③	余裕活用型	1 人から 6 人

※実施方法の詳細は P 6（6）を参照すること。

5 こども誰でも通園制度の事業内容について

（1）利用対象者

0 歳 6 か月～満 3 歳未満（3 歳の誕生日の前々日までのことを指す。以下この要項において同じ。）で保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていないこども。ただし、企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている 0 歳 6 か月～満 3 歳未満のこどもは対象とする。

（2）受け入れるこどもの年齢及び定員

受け入れるこどもの年齢は次の①～③のいずれかとし、定員は上記「4 募集する受け入れ人数」の範囲内において事業者が選択する。なお、年齢は当該年度の 4 月 1 日時点基準とする。

- ① 0 歳児、1 歳児及び 2 歳児を受け入れる
- ② 1 歳児及び 2 歳児のみ受け入れる
- ③ 2 歳児のみ受け入れる

（3）こどもの受入れ方法

受け入れるこどもに対し、月 10 時間以内の定期的な利用、定期的でない柔軟な利用又はそれらを組み合わせた利用の形で受け入れを行う。

（4）実施事業者

こども誰でも通園制度においては、①日々、利用するこどもが異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、事業に従事する職員間の適切な情報共有が重要であること、②こどもを理解するには一定の時間がかかる中で、こどもの特性等を短時間で可能な限り把握する力が求められることから、募集する事業者は、「応募時点において大分市内で保育所、認定こども園、地域型保育事業（居宅

訪問型保育事業を除く。以下、この要項において同じ。)、幼稚園、大分市に届出をしている認可外保育施設(企業主導型保育事業所を含み、居宅訪問型保育事業を除く。以下この要項において同じ。)」を一年以上運営している事業者とする。

ただし、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業者が応募する場合には、原則、利用定員を下げることは認めない。

(5) 実施事業所(場所)

既存の保育施設内で実施する、又は新たに敷地外に専用の事業所を設ける。

ただし、新たに敷地外に専用の事業所を設ける場合においては管理者1人、事業に従事する職員2人以上(内、半数以上は保育士)を配置すること。

(6) 実施方法

一般型(専用室独立、在園児合同)又は余裕活用型で実施する。

	実施方法
一般型 専用室独立	保育所等の定員とは別に「こども誰でも通園制度」の定員を設け、在園児とは別の部屋で「こども誰でも通園制度」を利用するこどもを受入れる。
一般型 在園児合同	保育所等の定員とは別に「こども誰でも通園制度」の定員を設け、在園児と同じ部屋で「こども誰でも通園制度」を利用するこどもを受入れる。
余裕活用型	保育所等の空き定員の範囲内において、在園児と同じ部屋で「こども誰でも通園制度」を利用するこどもを受け入れる。

※なお、余裕活用型を実施できる施設は3号認定の利用定員を設定している認可保育所、認定こども園、地域型保育事業とし、前年(令和6年)度の平均入所率(1号認定を含む。)が100%未満であることを要件とする。

【早見表】

施設類型/実施方法	一般型	余裕活用型
・認可保育所 ・地域型保育事業 ・3号認定の利用定員を設定している認定こども園	◎	◎
・幼稚園 ・認可外保育施設 ・3号認定の利用定員を設定していない認定こども園	◎	×

(7) 実施日時

①【一般型（専用室独立）】

原則として1日2時間以上かつ、週3日以上の実施回数を確保すること。

②【一般型（在園児合同）】及び【余裕活用型】

在園児の保育に影響がない日時及び曜日を事業者が判断し決定すること。

なお、いずれの場合も事業認可後に実施日時を変更する際は、利用者への周知や説明等が必要となり、変更に時間を要する場合があるため、それを考慮して決定すること。

(8) 利用料

現時点で国から示されていないため未定。

参考として本市が令和7年度に実施している試行的事業における利用料は、こども一人1時間あたり300円としている。

なお、利用料の取扱いは以下①の通り。また、②～⑤の場合において減免相当額は委託費に加算する。

- ① 利用料は、実施施設が利用対象者の保護者（以下「利用保護者」という。）から直接徴収する。徴収した利用料は、当該事業の歳入として適正な会計処理を行い、事業経費の一部に充てることができる。ただし、給食費、おやつ代等個々の利用対象者にかかる実費については、別途、利用保護者から徴収することができる。
（注）利用対象者の都合により利用日当日を含めキャンセルした場合の利用料は施設の裁量により徴収することも可能とするが、その場合は、利用保護者に対してその根拠、金額、キャンセル料の発生日時等について利用開始前に説明するものとし、当日の支払い予定額を超えて請求してはならないものとする。
- ② 利用保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合については、利用料を全額減免する。
- ③ 利用保護者及び当該利用保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税を課されない者又は免除された者である場合については、利用料をこども一人1時間あたり240円減免する。（②に掲げる場合を除く。）
- ④ 利用保護者及び当該利用保護者と同一の世帯に属する者について市町村民税の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が7万7,101円未満である場合については、利用料をこども一人1時間あたり210円減免する。（②及び③に掲げる場合を除く。）
- ⑤ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市がその児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認める場合については、利用料をこども一人1時間あたり150円減免する。（②から④までに掲げる場合を除く。）

（９）こども誰でも通園制度総合支援システムの利用

利用申込受付や利用時間の記録等は、国が web 上で運用する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を利用すること。

なお、本システムにおける推奨環境及び接続環境は以下のとおり。

【システム利用推奨環境】

端末	OS（Operating System）	OS バージョン	ブラウザ（最新版）
PC	Windows	Windows10/11	Microsoft Edge Google Chrome
タブレット	Android	Android15.x /14.x	Google Chrome
タブレット	iPadOS	iPadOS18.x	Safari
スマートフォン	Android	Android15.x /14.x	Google Chrome
スマートフォン	iOS	iOS18.x	Safari

【システム利用 接続環境】 インターネット接続

6 実施要件

（１）設備運営基準

別添 1「大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」のとおり。

※設備及び運営に関する基準の概要を本募集要項の最終ページに記載しているので、
条文とともに必ず確認すること。

（２）実施に関する基本的事項、留意事項等

別添 2「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」のとおり。

（３）こども誰でも通園制度総合支援システム

別添 3「利用マニュアル 事業者用」のとおり。

（４）認可等について

別添 4「令和 7 年 2 月 26 日付こ成保発第 154 号乳児等通園支援事業の認可等について」のとおり。

※社会福祉法人の場合は、乳児等通園支援事業の認可後に乳児等通園支援事業の実施を定款に記載する必要があります。学校法人の場合は、寄付行為への記載の要否について、各所轄庁（文科省、大分県）にご相談ください。

7 事業開始時期

令和 8 年 4 月 1 日（水）より開始予定。

ただし、利用者との面談は認可後、令和 8 年 4 月 1 日（水）よりも前に随時実施すること。

なお、やむを得ない理由により、令和 8 年 4 月 1 日（水）から開始が困難な場合は、個別に協議のうえ決定する。

8 給付費等

現時点で国から示されていないため未定。

参考として本市が令和 7 年度に実施している試行的事業における、こども一人あたりの委託費及び加算は以下①②のとおり。なお、面談について委託費の支払いはありません。

① 委託費

	項目	単価（1 時間あたり）
1	0 歳児	1,300 円
2	1 歳児	1,100 円
3	2 歳児	900 円

※年齢は当該年度の 4 月 1 日時点を基準とする。

② 加算（ただし、4～7については本市が利用料を減免した場合に限る）

	項目	単価（1 時間あたり）
1	障害児	400 円
2	医療的ケア児	2,400 円
3	要支援家庭のこども	400 円
4	生活保護法による被保護世帯のこども	300 円
5	市町村民税非課税世帯のこども	240 円
6	年収 360 万円以下世帯のこども	210 円
7	要支援家庭のこども	150 円

9 応募資格

応募者が次に掲げる条件を全て満たしていること。

- （1）大分市内で保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、大分市に届出をしている認可外保育施設（以下「対象施設等」という。）を一年以上運営している事業者のうち、任意の時間において利用対象者を、一般型（専用室独立）で 3 人から 6 人、一般型（在園児合同）及び余裕活用型で 1 人から 6 人受け入れることのできる事業者であること。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続き中である事業者でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与していないこと、また、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っていないこと、その他「大分市暴力団排除条例」（平成23年大分市条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等の税金を滞納していないこと。
- (5) 不動産の貸与を受けて乳児等通園支援事業所を設置する場合には、原則として、その不動産に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。
 - ①建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
 - ②貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

※応募する事業者が社会福祉法人及び学校法人以外の事業者の場合は以下（6）～（10）の条件についても満たしていること。

- (6) 直近の会計年度において、事業全体の財務状況について3年以上連続して損失を計上している事業者でないこと。なお、3会計年度経過していない事業者については、過去に黒字の年度があること。
- (7) 不動産の貸与を受けて設置する場合は、安定的に賃借料を支払いうる財源が確保されており、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1,000万円以上を通預金等により保有していること。
- (8) 乳児等通園支援事業の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。））が社会的信頼を有すること。
- (9) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- (10) 児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

10 失格事由

下記の各号のいずれかに該当する場合は、書類審査等を行うことなく申請者を失格とする。また、選定後に下記に該当した場合又は該当していたことが判明した場合は、選定を取り消すことがある。

- (1) 認可に係る事項について、社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）の委員に直接・間

接を問わず連絡を求め、又は接触した場合

- (2) 書類審査等に関する不当な要求等を直接・間接を問わず申し入れた場合
- (3) 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
- (4) 提出期間内に必要な提出書類が提出されなかった場合
- (5) 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (6) その他不正行為があった場合

11 事業者として果たすべき責任

- (1) 個人情報保護の取り扱い

事業の実施に際して入手した個人情報は、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、適切に管理すること。

- (2) 法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則
- ・ 地方自治法、地方自治法施行令
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法
- ・ その他関連法規

- (3) 職員の資質向上

事業者は、職員の資質、技能等の向上を図るため、各種研修、セミナー等への積極的な参加を促すとともに、職員においても研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

- (4) 危機管理体制

事業者は、施設の安全管理を徹底し、危機管理マニュアル等の作成や定期的な災害及び防犯訓練を行うなど、職員に周知を図るとともに、連携体制のもとに事故防止に努めること。

12 応募上の注意事項

- (1) 事業者募集に関する説明会は実施しない。

- (2) 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。

- (3) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。

- (4) 申請者から提出された事業計画書等申請に係る書類の著作権は、申請者に帰属する。

ただし、市は、事業者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容が無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、個人情報保護法及び関係法令の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については、返却しない。

- (5) 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

13 募集要項の配布期間

令和7年8月7日（木）からホームページ上で公開（配布）する。

14 質問の受付

本要項や書類作成に関する質問は質問票に記載のうえ、メールでお問い合わせください。原則として2～3日後（ただし、土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）までには回答いたします。また、応募者全員に共通する質問であると本市が判断した質問については市ホームページ上に掲載することとします。なお、受付期間後及び不着の質問等についてはお答えできません。

項目	受付期間
本要項に関する質問	令和7年8月7日（木）から令和7年8月28日（木）まで
書類作成に関する質問	令和7年8月7日（木）から令和7年10月9日（木）まで

【宛先】 保育・幼児教育課メール hoikuyojikyoiku@city.oita.oita.jp

15 応募手続き

応募手続きについては【（1）事前相談書の提出】において、認可の基準を満たす見込みがあると確認できた事業者のみ【（2）応募申請書の提出】を受け付けます。なお、必要な手続きや書類は以下のとおり。

（1）事前相談書の提出

応募申請書の提出の前に、認可の基準を満たす見込みがあるかを確認するため、必ず、以下①②を各2部ずつ大分市役所別館3階保育・幼児教育課窓口まで事前に提出すること。

また、事前相談書の内容を確認することから、前日までに必ず電話で来庁時間を担当者として調整すること。

【事前相談書】

- ① 別添「令和8年度実施 乳児等通園支援事業 事前相談書」
- ② 実施施設の図面（事業実施予定の保育室等の有効面積が分かるもの）

【受付期間】 令和7年8月8日（金）から令和7年8月29日（金）の午前9時から正午、午後1時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）

【連絡先】 097-585-6016（保育・幼児教育課 施設担当班直通）

【担当者】 高木（タカキ）、大神（オオガミ）

（2）応募申請書の提出

応募申請書類については、別添「提出書類一覧表（チェック表）」のとおり。

なお、事業者は下記「応募申請書の提出にかかる留意事項」を確認の上、正副2部を

大分市 役所別館 3 階保育・幼児教育課窓口まで提出すること。

【受付期間】 令和 7 年 8 月 8 日（金）から令和 7 年 10 月 10 日（金）の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）

【連絡先】 097-585-6016（保育・幼児教育課 施設担当班直通）

【担当者】 高木（タカキ）、大神（オオガミ）

【応募申請書の提出にかかる留意事項】

- ・書類は正副 2 部提出すること。また、別添「提出書類一覧表（チェック表）」に★印があるものは、書類の受付後に別途 PDF データでも提出すること。
- ・応募書類の内容に基づいて質問を行う場合があるので、応募事業者も必ず控えを取ること。
- ・応募書類の提出は持参のみとし、郵送等による受け付けは行わない。なお、書類の提出時に提出書類が揃っているか確認を行う。確認に時間を要する場合があるので、必ず事前に連絡をすること。また、提出書類に不足等がある場合は、受付できない。
- ・受付期間中の書類差替えは可能とするが、受付期間終了後については、原則、書類差替え等は認めない。
- ・受付期間終了間際の相談及び応募受付は、混雑が予想されるため、あらかじめ時間に余裕をもって対応すること。
- ・提出書類一覧表（チェック表）等を参照のうえ、必要書類を提出すること。
- ・応募書類の詳細については、提出書類一覧表（チェック表）にて確認し、提出前にチェックすること。
- ・募集要項に沿って応募書類が作成されていない、提出された応募書類に不備・欠落がある場合などにおいては、書類の受理を断る場合がある。応募書類については必ず内容を確認のうえ、提出してください。
- ・提出した応募書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めない。ただし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではない。
- ・応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A 4 縦型（図面も含めて）、横書きで作成すること。（A 4 サイズで読みにくい又は字が小さすぎて読めない場合は、A 3 サイズとし、片袖折りで作成すること。）
- ・応募書類は片面印刷で提出すること。
- ・応募書類は返却しない。
- ・応募については、選考終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合がある。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とする。
- ・提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取り扱いに留意すること。

16 認可保育所等の審査について

認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等の中で本事業を実施する場合、審査項目の一部を省略する。詳細は提出書類一覧表（チェック表）等を参照すること。

17 応募費用

応募にかかる一切の費用については、応募事業者の負担とする。

18 確認の手続き

運営予定者は、給付を受けるために「確認」申請が必要となるが、現時点で国の関係法令が改正されていないため、認可後にご案内します。

19 担当課

大分市荷揚町2番34号 荷揚複合公共施設3階

大分市子どもすこやか部 保育・幼児教育課 施設担当班

高木（タカキ）、大神（オオガミ）

電話：097-585-6016

メール：hoikuyojikyoiku@city.oita.oita.jp

20 設備運営に関する基準の概要

事業区分	一般型乳児等通園支援事業	余裕活用型乳児等通園支援事業
事業実施者	認可基準を見たす事業者	保育所・認定こども園・ 家庭的保育事業者等
必要な設備	乳児室・ほふく室・保育室又は遊戯室及び便所	
保育室の面積基準	0・1歳児 1人あたり 3.3 m ² →ほふくしない乳児は 1.65 m ² 2歳児 1人あたり 1.98 m ²	0・1歳児 1人あたり 3.3 m ² →ほふくしない乳児は 1.65 m ² 2歳児 1人あたり 1.98 m ² ※家庭的保育事業は年齢に関わらず 1人あたり 3.3 m ²
職員配置	0歳児 3人につき1人 1・2歳児 6人につき1人 ※半数以上は保育士であること。 ※2人を下回ることはできないが、同施設内の保育所等の職員の支援を受けられる場合は、1人でも可。	0歳児 3人につき1人 1・2歳児 6人につき1人 ※家庭的保育事業は年齢にかかわらず 3人につき1人
その他一般原則	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の保育所の基準と同様	